

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 東洋紡株式会社 知的財産部 様 〒530-8230 日本国 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目2番8号	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 19-212W001	発送日 (日.月.年) 28.07.2020	
国際出願番号 PCT/JP2020/019263	国際出願日 (日.月.年) 14.05.2020	優先日 (日.月.年) 20.05.2019
国際特許分類 (I P C) C08K 7/02(2006.01)i; C08L 77/00(2006.01)i FI: C08L77/00; C08K7/02		
出願人 (氏名又は名称) 東洋紡株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 13.07.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 中川 裕文 4J 5580 電話番号 03-3581-1101 内線 3457
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	_____	有
	請求項	1-4	無
進歩性 (IS)	請求項	_____	有
	請求項	1-4	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-4	有
	請求項	_____	無
2. 文献及び説明:			
	<p>文献1:JP 07-041665 A (東レ株式会社) 10.02.1995(1995-02-10) 請求項1, [0005], [0015], [0017]-[0018], [0023], 実施例3, 5-6 (ファミリーなし)</p> <p>文献2:JP 09-084168 A (オンキヨー株式会社) 28.03.1997(1997-03-28) 請求項1-4, [0004], [0013], [0016]-[0018], 図2 (ファミリーなし)</p> <p>文献3:JP 2016-108372 A (出光ライオンコンポジット株式会社) 20.06.2016(2016-06-20) 請求項1-2, 5, [0006], [0015], [0022], 実施例7 (ファミリーなし)</p> <p>文献4:JP 2002-241510 A (スターライト工業株式会社) 28.08.2002(2002-08-28) 請求項1-4, [0008], [0012], [0017], 実施例 (ファミリーなし)</p> <p>文献5:JP 2003-192924 A (ポリプラスチック株式会社) 09.07.2003(2003-07-09) 請求項1, 6, [0009], [0012], [0021], 実施例8 (ファミリーなし)</p> <p>文献6:JP 2012-102189 A (三菱エンジニアリングプラスチック株式会社) 31.05.2012(2012-05-31) [0002]-[0003] (ファミリーなし)</p> <p>文献7:JP 2018-123178 A (東レ株式会社) 09.08.2018(2018-08-09) [0002] (ファミリーなし)</p> <p>請求項1-4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。 文献1には、結晶性コポリアミドと液晶繊維からなる熱可塑性樹脂組成物であって、液晶繊維としてポリエステルを用いること、コポリアミドの融点为本願請求項2を満たすこと、液晶繊維の配合量が本願と重複、具体的には10~30重量%であることが記載されている(請求項1, [0005], [0015], [0017], 実施例3, 5-6)。そして文献1には、樹脂組成物をギヤ・カム等に用いることが記載されている([0023])。 文献1には上記樹脂組成物を射出成形用に用いることが明記されていないが、[0018]の薄肉成形品を射出成形するのに充填剤を過剰に配合すると好ましくない旨の記載、[0023]にある用途からみて、射出成形用に用いることも記載されているに等しいといえる。</p> <p>請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2から新規性及び進歩性を有しない。 文献2には、ポリアミド6樹脂マトリクス中に、フィブリル化したサーモトロピック液晶ポリエステル樹脂(LCP)が分散されている複合材料を射出成形して得るスピーカ用キャビネットが記載されている(請求項1, 3-4, [0004], [0016]-[0018], 図2)。そして文献2には、LCPの混合割合が本願請求項3と重複すること、汎用の樹脂の熔融温度が本願請求項2を満たすことが記載されている(請求項2, [0013])。</p> <p>請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献3から新規性及び進歩性を有しない。 文献3には、ポリアミド系樹脂と、有機繊維、具体的にはベクトラン(本願明細書[0017]からみて、本願の液晶骨格を有するポリエステル繊維に相当)とを本願請求項3を満たす程度配合された樹脂組成物が記載されており、当該樹脂組成物を射出成形し成形品とすることが記載されている(請求項</p>		

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1-2, 5, [0006], [0015], [0022], 実施例7)。そして文献3には、ポリアミド樹脂として融点の本願請求項2を満たすものを具体的に用いることが記載されている(実施例7)。

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献4から新規性及び進歩性を有しない。

文献4には、ポリアミド樹脂とポリエステル系の熱可塑性液晶樹脂を溶融混練し、ポリアミド樹脂中に熱可塑性液晶樹脂が繊維状に分散した射出成形用樹脂ペレット及び当該樹脂ペレットを射出成形した熱可塑性樹脂成形品が記載されており、物として本願請求項1に係る発明と差異がないといえる(請求項1-4, [0008], [0012], [0017], 実施例)。そして文献4には、上記ポリアミド樹脂の融点の本願請求項2を満たすことが記載されている([0012], 実施例)。

文献4には繊維状に分散した熱可塑性液晶樹脂の質量割合が記載されていないが、文献4に記載された体積比からみて本願の質量割合を満たすと解されるし、仮に満たしていなくても目的を損なわない範囲で含有量を変更し、本願請求項1の範囲内とすることは容易になし得ることである。

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献5から新規性及び進歩性を有しない。

文献5には、ポリアミド系(共)重合体と、ポリエステル系の液晶性ポリマーからなる熱可塑性樹脂組成物からなり、液晶性ポリマーが繊維状でポリアミド系重合体のマトリックス相に分散した射出成形体が記載されており、物として本願請求項1に係る発明と差異がないといえる(請求項1, 6, [0009], [0012], [0021], 実施例8)。そして文献5には、ポリアミド系(共)重合体の融点や液晶性ポリマーの配合量がそれぞれ本願請求項2, 3を具体的に満たすことが記載されている(請求項1, 実施例8)。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献3-7から進歩性を有しない。

ポリアミド系樹脂組成物を含む成形品を摺動性を有する部品に用いることは、例えば文献6-7に記載されているように周知の用途である(文献6の[0002]-[0003], 文献7の[0002]参照)。

そうすると、文献3-5のいずれかに記載された発明において、成形品の用途を検討し、例えば文献6-7に記載されているような周知の用途である摺動性部品として用いることは、格別の困難はないといえる。